

「校則」研究の今日的意義

浦野 洋一

The Significance of the Research on "School Rules" Today

Toyokazu URANO

大日本帝国憲法下の学校観は、「特別権力関係型」学校観であったということができよう。

天皇主権から国民主権へ、義務としての教育から権利としての教育へと原理的な転換をとげた憲法・教育基本法の学校観は、いかなるものであろうか。

教育基本法は学校の性格について「法律の定める学校は、公の性質をもつ」(第六条)と規定している。よく知られているように、公(おおやけ)とはPublicであり、みんなに開かれたもの、みんなのものという意味である。つまり、学校とはみんなでつくっていくものということになる。

戦後初期の教育行政指導文書である、一九四九(昭和二十四)年四月発行の、文部省学校教育局『新制中学校、新制高等学校 望ましい運営の指針』には、明確に次のように書かれている。

「新制中学校または新制高等学校に関する教育者と一般の人とは、その学校の教育方針を、相当期間にわたって研究した上で、これをたてなければならない。これをたてるには、校長も教師も生徒もその土地の人々もこれに参加することが必要である。」

(八頁、斜体は浦野)

「もし学校の機構が独裁的になっていれば、その学校の生徒は民主的生活について何の価値あることも到底学び得ないであろう。学校の管理は、校長・教師・事務職員・生徒・校舎管理係および一般の人を含む学校と地方とのすべての人の協力によってなされるべきものである。」

(八八頁、斜体は浦野)

されば、憲法・教育基本法のさし示す学校像は「参加協力型」のそれであるということができる。

一九八〇年代に校則問題がクローズ・アップされ、裁判でも争われた。髪やスカートの長さまで校則で定め、厳格に管理するという一部学校現場の現実は、「特別権力関係型」学校がそのまま生き残っていたということができる。憲法・教育基本法の学校像は、容易には学校現場に定着しなかったのである。

「管理主義教育」に対する批判におされ、文部省も「校則の見直し」方針を打ち出したが、「児童の権利に関する条約」についての文部事務次官通知(一九九四年五月二〇日付)は、次のように述べるにとどまった。

「本条約第12条から第16条までの規定において、意見を表明する権利、表現の自由についての権利等の権利について定められているが、もとより学校においては、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること。

校則は、児童生徒等が健全な学校生活を営みよりよく成長発達していくための一定のきまりであり、これは学校の責任と判断において決定されるべきものであること。

なお、校則は、日々の教育指導に関わるものであり、児童生徒等の実態、保護者の考え方、地域の実情等を踏まえ、より適切なものとなるよう引き続き配慮すること。」

しかし、子どもと教育の現実にどう対応するかという実践的な必要性から、近年ようやく「参加協力型」の学校づくりが広まりつつある。名称はともかく、教職員、生徒、保護者からなる「三者協議会」や住民も参加する「四者協議会」を軸とした学校づくりのとり組みがそれである。そこでテーマは、ほとんどの場合まずは服装や髪型など「校則」にかかわる問題であ

る。回を重ねると「授業について」というようなテーマがとりあげられるようになるのも一般的な傾向である。

このように見ると、「校則」問題をとりあげる今日的な意義は、生活（生徒）指導はどうあるべきかという問題にとどまらず、学校の在り方、学校運営、学校組織の在り方に密接にかかわっていることがわかる。

大津尚志君を中心とするこの共同研究は、広く国際的な視野からこの課題に接近しようとするものである。以下の論稿はその第一報であり、多くの人々から意見や批判が寄せられることを願っている。